

手数料の減免について

福井県では、令和6年能登半島地震による被災者の方々に対し、以下の免状の再交付の申請をされる場合に、その手数料を減免することとしていますので、お知らせします。

○対象者 被災者、その他特に必要と認められる方々

○対象手数料

項 目	減免額
危険物取扱者免状再交付手数料	全額
消防設備士免状再交付手数料	全額
火薬類取扱保安責任者免状再交付手数料	全額
火薬類製造保安責任者免状（丙種）再交付手数料	全額
高圧ガス製造保安責任者免状再交付手数料	全額
高圧ガス販売主任者免状再交付手数料	全額
液化石油ガス設備士免状再交付手数料	全額

○減免期間 令和6年12月31日まで
(お早めに手続きをお願いします。)

○申請手続 申請手続きに際しては、り災証明書が必要となります。
り災証明書がない場合は、以下問合せ先にご相談ください。

○還 付 被災した日以降に既に手続きを行い、手数料等を納めている場合は還付いたしますので、以下問合せ先にご相談ください。

【問合せ先】

福井県防災安全部消防保安課

TEL : 0776-20-0310

Mail : shobo@pref.fukui.lg.jp